

公益事業に関する労働争議予告の公表方法の変更について

この度、公益事業（※1）に関する労働争議（※2）を行う場合に当該関係者からなされる予告通知について、静岡県が行う公表の方法を、県公報で告示する方法から県ウェブサイトに掲載する方法に変更します。

※1 公益事業…(1)運輸事業、(2)郵便、信書便又は電気通信の事業、(3)水道、電気又はガスの供給の事業、(4)医療又は公衆衛生の事業

※2 労働争議…労働組合の行うストライキ(同盟罷業)やサボタージュ(怠業)、使用者の行う工場閉鎖(ロックアウト)等

●施行日：平成31年4月1日(月)

※平成31年4月1日から1年間を移行期間とし県ウェブサイトと県公報の双方へ掲載します。

●公表内容：争議行為の概要、開始日(日時)、場所、要求事項、関係当事者

●掲載場所：静岡県公式ウェブサイト「しずおか労働福祉情報」

URL <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-210/index.html>